（器差検定の方法）

第千十七条　浮ひょう型比重計の器差検定の方法は、日本工業規格Ｂ七五二五―三（二〇一八）附属書による。

（性能に係る技術上の基準）

第千二十三条　浮ひょう型比重計の性能に係る技術上の基準は、日本工業規格Ｂ七五二五―三（二〇一八）附属書による。

（使用公差）

第千二十四条　浮ひょう型比重計の使用公差は、日本工業規格Ｂ七五二五―三（二〇一八）附属書による。

（性能に関する検査の方法）

第千二十五条　浮ひょう型比重計の性能に関する検査の方法は、日本工業規格Ｂ七五二五―三（二〇一八）附属書による。

（器差検査の方法）

第千二十六条　浮ひょう型比重計の器差検査の方法は、日本工業規格Ｂ七五二五―三（二〇一八）附属書による。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第五百五十条、第五百五十一条、第五百六十四条、第五百六十五条及び第五百七十三条から第五百七十七条の二までの改正規定は、平成三十一年二月一日から施行する。

（ガラス製体温計の構造に係る技術上の基準に係る特例）

第二条　平成三十二年十二月三十一日以前に製造され若しくは輸入されたガラス製体温計、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第六条第一項の許可を受けて製造されたガラス製体温計又は外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十二条の承認を受けて輸入されたガラス製体温計については、第二百二十条の規定にかかわらず、感温液の材料に水銀を使用することができる。

○経済産業省令第五十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、基準器検査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月六日

経済産業大臣　世耕　弘成

基準器検査規則の一部を改正する省令

基準器検査規則（平成五年通商産業省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則	第一章　総則
第一節　通則（第一条―第五条）	第一節　通則（第一条―第五条）
第二節　申請等（第六条―第八条）	第二節　申請等（第六条―第八条）
第三節　基準器検査の合格条件（第九条―第十八条）	第三節　基準器検査の合格条件（第九条―第十八条）
第四節　基準器検査証印（第十九条―第二十二条）	第四節　基準器検査証印（第十九条―第二十二条）
第五節　雑則（第二十三条―第二十八条の二）	第五節　雑則（第二十三条―第二十八条の二）